官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）　一
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十五年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、原子力損害賠償支援機構平成二十四事業年度財務諸表関係　四五
会社その他
会社決算公告　五三

府令

○内閣府令第五十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年八月二十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。